

吉見町  
弾道ミサイルへの  
初動対処マニュアル

令和8年3月  
吉見町

# 目次

## 第1章 概論

- 1 目的
- 2 対象範囲
- 3 マニュアル開始の判断基準

## 第2章 弾道ミサイル発射に伴う対応の概要

- 1 Jアラート及びエムネットによる情報伝達
- 2 弾道ミサイル発射時のJアラートのメッセージと流れ
- 3 Jアラートと連携する様々な情報伝達手段

## 第3章 初動対処

- 1 吉見町 初動対処フローチャート
- 2 ミサイル発射情報 受信直後からミサイル落下まで
  - (1)Jアラート・エムネット等の対応
  - (2)来庁者・職員の安全確保
  - (3)町内放送・館内放送
  - (4)緊急事態連絡室立上げ判断
  - (5)関係機関との通信・連絡体制の確認(必要資料の位置確認)
  - (6)勤務時間外の場合
- 3 ミサイル落下直後から被害確認まで
  - (1)緊急事態連絡室立上げ
  - (2)緊急参集連絡
  - (3)町職員の参集基準
  - (4)町職員等の参集が困難な場合の対応
  - (5)職員の動員・配置状況とりまとめ
  - (6)参集における留意事項
  - (7)被害情報の収集・整理(概況把握)、県との情報共有
  - (8)広報対応窓口の一元化
  - (9)吉見町以外の埼玉県内への落下の可能性がある場合
  - (10)上空通過・領海外に落下した情報を受信した場合
  - (11)被害なしの場合
  - (12)所管施設の緊急点検
- 4 ミサイル落下に伴う被害確認後の対応
  - (1)県への被害報告
  - (2)現地関係機関からの情報収集と応援要請の必要性判断
  - (3)職員現地派遣、現地調整所設置判断
  - (4)住民への広報
  - (5)退避の指示の必要性判断
  - (6)町対策本部会議に向けた準備

## 第4章 平素からの備え

- 1 迅速かつ確実な情報伝達
- 2 的確かつ迅速な避難のための普及活動
  - (1) 普及啓発の必要性
  - (2) 普及啓発の内容
  - (3) 意識の醸成
  - (4) とるべき避難行動
- 3 普及啓発の方法
- 4 配慮が必要な町民の安全対策
- 5 情報伝達や避難に配慮が必要な住民の安全対策
  - (1) 基本的なアプローチ
  - (2) 情報要配慮者への情報伝達
  - (3) 避難要配慮者の安全確保
- 6 安全対策の実効性の確保に向けた取組

## 第5章 訓練

- 1 訓練の必要性
- 2 弾道ミサイルを想定した吉見町の訓練
  - (1) 弾道ミサイルを想定した吉見町の初動対処図上訓練
  - (2) その他の訓練

## 資料編

- 資料1. 町内・館内放送の放送内容
- 資料2. 関係機器・マニュアル保管場所  
関係機関との通信手段・連絡先
- 資料3. 勤務時間外の参集連絡基準
- 資料4. 県への報告連絡先
- 資料5. 吉見町へのミサイル着弾時の影響が及ぶ範囲

## **【様式】被害状況確認書**

# 弾道ミサイル災害への初動マニュアル

## 第1章 概論

### 1 目的

このマニュアルは、吉見町国民保護計画の内容のうち、弾道ミサイルに関する部分に特化し、初動対応を焦点としている。

弾道ミサイルによる武力攻撃等から町民等の生命・身体及び財産を保護し、町民生活・町民経済に及ぼす影響が最小となるよう、ミサイル発射時の災害への町としての対応、町民の避難、平素からの備えを的確かつ迅速に実施できることを目的とする。

### 2 対象範囲

このマニュアルの要点は、弾道ミサイル発射時から災害発生時における迅速かつ的確な初動対応を行うため、発射時の町民等への情報提供から始まり、災害発生時の連絡体制及び初動対応（緊急事態連絡室の設置、警戒区域等設定、町民避難等）等の吉見町の初動対応について示したものである。現地関係機関（警察機関、消防機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の対応については、対象外とする。

### 3 マニュアル開始の判断基準

Jアラート発出に至っていない状況でも、以下の判断基準により本マニュアルを開始する。

判断基準	主な作業
・国際情勢の緊迫 (情勢不安に伴う国からの広報の確認)	町長、副町長、教育長、各課長との情報共有、本マニュアルの確認及び再周知、国からの広報の町民への周知

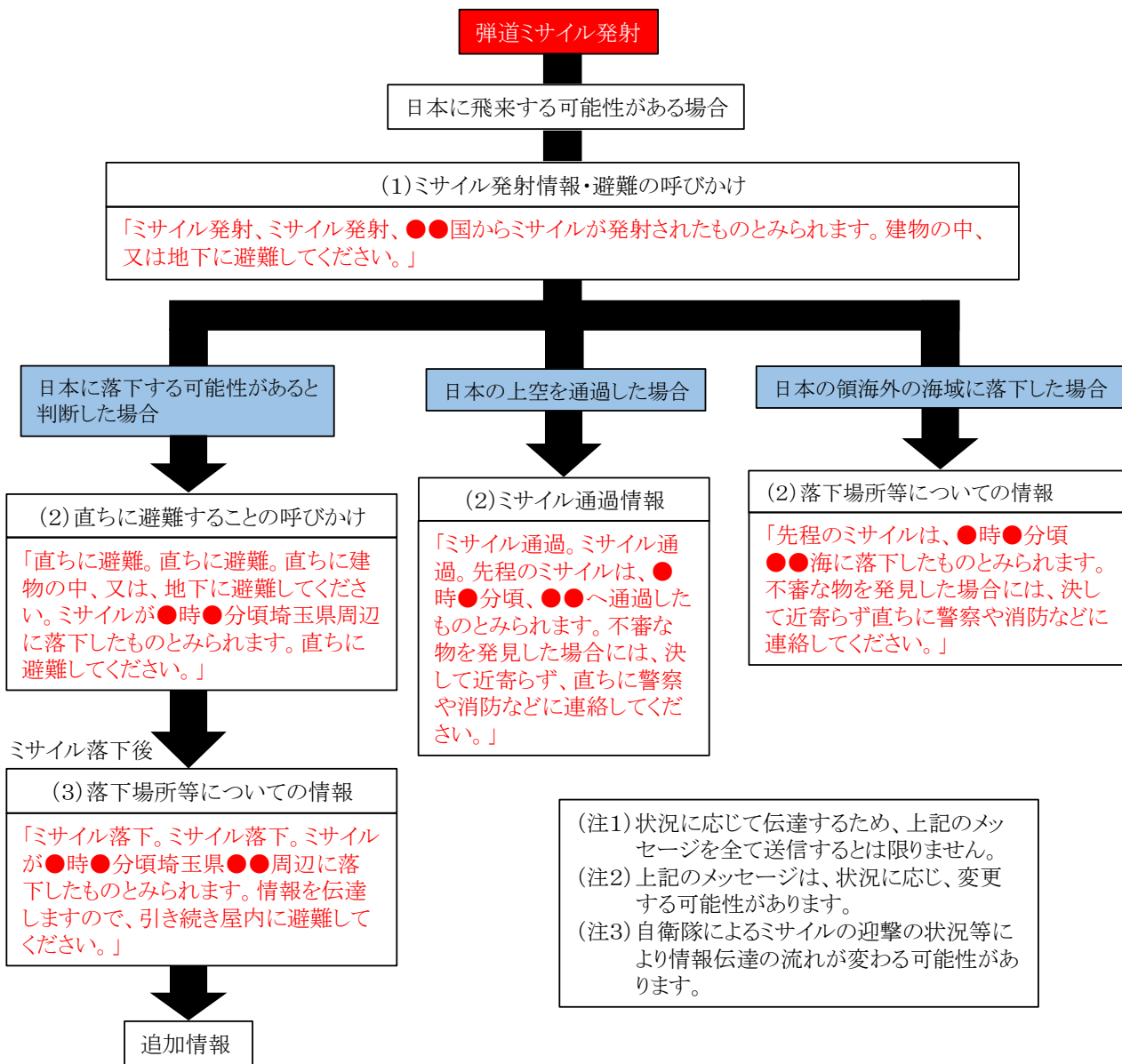
## 第2章 弾道ミサイル発射に伴う対応の概要

### 1 Jアラート及びエムネットによる情報伝達

Jアラート(全国瞬時警報システム)の鳴動後、町(総務課危機管理室)は、防災行政無線等を活用して区域内の町民・事業所等へ避難の呼びかけを行うとともに、警察・消防等と連携し避難誘導を実施する。

### 2 弾道ミサイル発射時のJアラートのメッセージと流れ



弾道ミサイル発射時のJアラートによる情報伝達とメッセージについては、以下のとおりとする。



### 3 Jアラートと連携する様々な情報伝達手段

Jアラートの受信機は、防災行政無線と連動をしている。

ただし、館内・校内放送と緊急速報メールについては自動起動装置がないため迅速かつ確実に緊急情報を町民へ伝達する。

情報伝達手段	端末	特徴
町の防災行政無線 (屋外拡声器)		<ul style="list-style-type: none"><li>●庁舎と地域住民とを結ぶ無線網を利用</li><li>●公園や学校等に設置されたスピーカー(屋外拡声子局)を活用</li></ul>
館内・校内放送	屋外スピーカー	<ul style="list-style-type: none"><li>●学校等に設置されたスピーカーを活用</li><li>●住民が密集している場所において有効</li></ul>
緊急即報メール	 防災メール	<ul style="list-style-type: none"><li>●既存の自治体の防災メールを活用</li><li>●あらかじめ利用登録した職員、住民へメール送信</li></ul>

## 第3章 初動対処

弾道ミサイルが発射された場合、Jアラート・エムネットにより発射情報が町民に伝達される。

弾道ミサイルの発射情報をJアラート等で受信後、吉見町の初動対処としては、町民に対し弾道ミサイルが発射された事実や(吉見町の区域内への)落下の予測に関する情報を町の防災行政無線等により的確に伝達を行う必要がある。さらに、弾道ミサイルが吉見町の区域内に落下した場合には、緊急事態連絡室の設置と共に担当部署や外部の機関との連絡体制の確認・確立や被害状況の把握のための情報集約・整理を開始する。

### 1 吉見町 初動対処フローチャート

吉見町の初動対処のフローチャート・チェックリスト(以下、「フローチャート」という。)は、弾道ミサイルの発射情報をJアラート等で受信後、その弾道ミサイルが吉見町の区域内に落下し被害が発生していることを想定した、発射からおおむね30分程度の間に取りるべき対処の流れについてポイントを絞ってチェックリスト化したものである。

吉見町の初動対処のフローチャート・チェックリスト

J-アラートメッセージ「ミサイル発射、ミサイル発射●●国からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中に、避難してください。」

勤務時間内(平日8:30~17:15)

- Jアラート、エムネット等対応※参照
- 来庁者、職員の安全確保(窓から離す、避難誘導、身体防護)
- 館内放送(安全確保、エレベーター使用禁止、窓・扉・カーテン閉鎖、空調の停止、火災発生の予防)
- 緊急事態連絡室立上げ
- 関係機関との通信・連絡体制の確認(名簿等の位置確認)

勤務時間外(休日・夜間・早朝)

- Jアラート、エムネット等対応※参照
- 職員の安全確保
- 町内・館内放送(安全確保、エレベーター使用禁止、窓・扉・カーテン閉鎖、空調の停止、火災発生の予防)
- 危機管理係及び初動配備参集連絡
- 緊急事態連絡室立上げ

(埼玉県に落下する可能性あり)

領域内落下(日本の領域に落下可能性あり)

Jアラートメッセージ「ミサイル落下。ミサイル落下。○時○分頃埼玉県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難してください。」

(吉見町に落下した可能性あり)

落下場所等についての情報

Jアラートメッセージ「ミサイル落下。ミサイル落下。○時○分頃埼玉県吉見町周辺に落下したものとみられます。直ちに避難してください。」

- ※Jアラート、エムネット等対応
- 緊急即報メール受信確認
  - Jアラート端末受信確認
  - 防災行政無線連動確認
  - エムネットメッセージ確認
  - 一斉配信メール・収集機能(防災メール)作動状況確認

上空通過・領海外に落下

Jアラートによりミサイル通過情報又は落下場所についての情報

- Jアラート、エムネット等対応※参照
- 緊急事態対策本部立上げ
- 緊急参集連絡
- 職員の動員・配置状況とりまとめ
- 被災情報の収集・整理(概況把握)
- 県との情報共有
- 広報対応窓口の一元化
- 関係機関との通信・連絡体制の確認(連絡がつかない場合特に注意)
- 所管施設の緊急点検

- Jアラート、エムネット等対応※参照
- 広報対応窓口の一元化
- 所管施設・関係機関との通信・連絡体制の確認、落下物情報があった場合の報告指示、情報収集・分析
- 報道等の情報収集・整理
- 住民への広報

〈被害あり〉

- 県への被害報告(把握できた範囲から直ちに)
- 現地関係機関からの情報収集、応援要請の必要性判断(被害の状況、警戒区域の設定の有無、救助・救急状況等の情報収集)
- 職員現地派遣判断、現地調整所設置判断
- 退避の指示の必要性判断
- 町対策本部会議に向けた準備
- 住民への広報(防災行政無線、防災メール、SNS、ホームページ等)

〈被害なし〉

- 県への被害報告
- 体制引下げ判断
- 住民への広報

時間  
目安

キーワード

最初のJアラート警報受信から数分間

最初のJアラート警報受信からおおむね30分間

安全確保最優先  
コミュニケーションの継続

吉見町の初動対処体制の早期確立  
迅速かつ確実な情報伝達・迅速な情報収集

被災情報の収集・分析と判断  
正確かつ時機を捉えた住民広報

## 2 ミサイル発射情報 受信直後からミサイル落下まで

### (1) Jアラート・エムネット等の対応

弾道ミサイルが発射されると、Jアラートをはじめ様々な機器<sup>\*1</sup>やシステムを通じて国から緊急情報が伝達される。吉見町は、これらの緊急情報を受信後に以下の機器やシステムについて、適切に作動しているかの確認や防災行政無線との連動、その他の機器等に応じた対応が必要となる。

機器名等	内容	担当
Jアラート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アラートと共に、国からの緊急情報を受信する。</li> <li>・Jアラート端末上の情報を確認する。</li> <li>・防災行政無線との連動を警光灯の点灯、アラームの鳴動等で確認（clearボタン 1回 ブザー停止,2回 点滅停止）</li> </ul>	総務課 (危機管理係)
エムネット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アラートと共に、国からの緊急情報を受信する。</li> <li>・エムネット端末上に表示されている「確認」をクリックするとアラーム音が停止するので、本文を確認した後に適宜印刷する。</li> </ul>	総務課 (危機管理係)
緊急速報メール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォン、携帯電話に国からの緊急情報が携帯電話会社経由で送信される。</li> <li>・受信確認後、Jアラート、エムネットも起動していることを確認する。</li> </ul>	総務課 (危機管理係)
一斉送信・収集機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吉見町が事前に登録したパソコン、スマートフォン、携帯電話に、Jアラート、緊急速報メールが伝達されたことを確認するアンケートメールが消防庁から委託業者経由で送信される。</li> </ul>	総務課 (危機管理係)

### (2) 来庁者・職員の安全確保

来庁者に対しては、窓からできるだけ離れるよう各職員が声かけを実施するとともに、職員が自らの命を守る行動を取り、安全確保を最優先とするように配慮する。

- 妊産婦、高齢者、けが人などの素早く移動することが困難な人に対しては、本人の意向を確認の上、必要に応じて車いす等を使用し、移動の援助を行う。
  - 聴覚障がい者は、音声の情報が入らないため、的確な判断や避難行動へ結びつかないおそれがあることから、筆談等で状況や情報を伝える。
- 庁舎内には、地下施設がないため窓から離れた机の下や廊下等の比較的安全な場所で以下の行動を行う。

### (3) 町内放送・館内放送

防災行政無線を使用し、町内へミサイル情報、身体防護、窓・カーテンの閉鎖や空調の停止を速やかに分かりやすく情報伝達する。

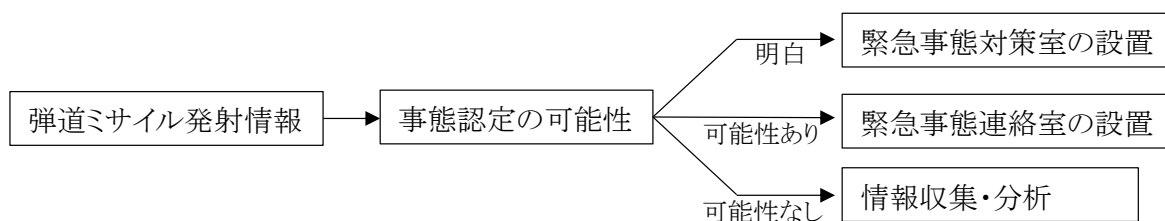
各施設の館内放送を活用し、身体防護、窓・扉・カーテンの閉鎖、空調の停止、エレベーターの使用禁止、火災発生の予防等の安全確保措置について、来庁者や職員に対して速やかに、分かりやすく情報伝達する。分かりやすい日本語で放送することにより、外国人、障害者、高齢者や子どもたちにも伝わりやすくなる。

ただし、職員の安全確保が最優先のため危険性がある場合の際は中止する。

※資料編 資料1 町内・館内放送の放送内容

### (4) 緊急事態連絡室立上げ判断

緊急事態連絡室の立上げ判断については、以下の表に基づき町長へ立上げの判断を伺う。



### (5) 関係機関との通信・連絡体制の確認(必要資料の位置確認)

安全確保を最優先としつつも、身体防護中も、職員同士で対応を確認しあう等、コミュニケーションし続けることが、円滑な対応につながる。

職員は、平時から関係機関先の連絡先や通信手段を確認し、初動対処時に備える。

※資料編 資料2 【関係機器・マニュアル保管場所】【関係機関との通信手段・連絡先】

### (6) 勤務時間外の場合

休日、夜間においても、迅速かつ確実に情報伝達されていることの確認や職員自らの身体防護等を迅速かつ確実に行う。また、吉見町の参集連絡基準等に基づき、総務課危機管理室や対象職員等に速やかに参集の連絡を行う。

※資料編 資料3 【勤務時間外の参集連絡基準】

## 3 ミサイル落下直後から被害確認まで

### (1) 緊急事態連絡室立上げ

最悪の事態を想定し、ためらうことなく吉見町の国民保護計画等であらかじめ定められた事態に応じた体制(吉見町緊急事態連絡室<sup>※1</sup>)を立ち上げる。

※1…吉見町緊急事態連絡室は、政府において事態認定が行われ、吉見町災害対策本部を設置すべき指定の通知があった場合は、直ちに吉見町災害対策本部に移行するものであり、その場合、緊急事態連絡室は、廃止する。

## (2) 緊急参集連絡

緊急参集の連絡は、緊急連絡網による伝達とマチコミを活用し、迅速かつ確実に実施する。

## (3) 町職員の参集基準

吉見町地域防災計画に基づき、次のとおりとする。

### 【職員の参集基準】

体制	参集基準	参集人員
①情報収集体制 (警戒体制)	総務課危機管理係が、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき。	・初動配備(各課長及び課長補佐、総務課危機管理係)
②緊急事態連絡体制 (緊急体制)	町内で事態認定の可能性のある事案が発生した場合、かつ、県から吉見町災害対策本部を設置すべき指定の通知がない場合。	・下記参照
③吉見町国民保護 対策本部体制 (非常体制)	吉見町災害対策本部の設置について県から通知があった場合、または、町長がその必要性あると判断したときは、全職員が町庁舎又は出先機関等に参集する。	・全職員

### 【1号配備リスト】

総務課秘書人事係	全職員
総務課広報広聴係	全職員
産業振興課農政係	全職員
環境課環境衛生係	係長以上
まち整備課都市計画係	全職員
まち整備課用地管理係	全職員
まち整備課改良維持係	全職員
水生活課水道業務係	主査以上
水生活課水道施設係	全職員
水生活課下水道業務係	全職員
水生活課下水道施設係	全職員

## (4) 町職員等の参集が困難な場合の対応

各課長及び課長補佐、危機管理係が、交通手段の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等は、参集予定職員の次席の職員を代替職員し、事態に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町対策本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

### ■本部長不在時の代行順位

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	教育長	総務課長

## (5) 職員の動員・配置状況とりまとめ

緊急参集連絡等を受信した初動配備の職員等が順次緊急事態連絡室(事態認定後、設置されていれば対策本部)に動員されるので、あらかじめ計画された担当班の編成計画等に基づき職員を編成していく。

### 【非常時参集場所】

①庁舎(2階 庁議室)

②庁舎付近が被災した場合には、西小学校に設置する。マチコミを使用し職員全体へ明示する。

※非常参集した場合は、本部長または現地対策本部長の指示に従うものとする。

### 【参考】吉見町地域防災計画に基づく動員計画

部名	部長	副部長
総務部	総務課長	自治財政課長・総合政策課長・議会事務局長
調査部	会計管理者	税務会計課長
福祉健康部	町民健康課長	長寿福祉課長・子育て支援課長
産業環境部	産業振興課長	環境課長
まち整備部	まち整備課長	
水生活部	水生活課長	
教育部	教育総務課長	生涯学習課長
消防部	吉見分署長	吉見消防団長

## (6) 参集における留意事項

職員は、次の点に留意して参集する。

### ■参集時の留意事項

- 必ず家族の安全確保等を行い、速やかに参集する。
- 服装は、防災服で、安全な靴、ヘルメット、腕章及び手袋を着装すること。
- 携帯電話、筆記具、タオル、着替え、防寒具(冬季)、懐中電灯、身分証明書等、各自必要なものを携行して参集する。
- 勤務場所への参集途中において、火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の住民の協力を求め、人命の救出・救援を優先し、救出・救援後には、できる限り迅速な参集を行う。
- 自らの言動で住民に不安や誤解を与えないこと。

## (7) 被害情報の収集・整理(概況把握)、県との情報共有

被害の有無の確認を主眼とし、消防、警察を中心に広く情報収集を行う。情報収集手段は、通常の通信手段に加えて、テレビやインターネットのニュースの情報やSNSなど、広く情報収集する。また、把握した情報は、災害オペレーションシステム等を使用して県と共有を行う。

## (8) 広報対応窓口の一元化

町民、報道等からの問い合わせは、総務課広報広聴係が担当する。

## (9) 吉見町以外の埼玉県内への落下の可能性がある場合

Jアラートの落下場所等についての情報を受信した際に、吉見町以外が落下場所であっても、落下物等による被害など最悪の事態を想定して、吉見町に「被害なし」の確認ができるまでは、迅速に対応を行っていく必要がある。

吉見町に「被害なし」が確認できた場合は、県に対して「被害状況確認書※」で速やかに報告を行うとともに、町民に対する、防災行政無線、エリアメール、SNS、ホームページ等を活用して情報発信を行う。

## (10) 上空通過・領海外に落下した情報を受信した場合

吉見町内に落下物等による被害が発生していないことが確認できた場合は、県に対して「被害状況確認書※」で「被害なし」の報告を行うとともに、町民に対して、防災行政無線、エリアメール、SNS、ホームページ等を活用した情報発信を検討する。

落下物による被害が生じていることが判明した場合は、迅速に対応を行っていくとともに落下物に近づかないよう呼びかけるなどの措置を行う。

※…資料編【様式】「被害状況確認書」

## (11) 被害なしの場合

### ➤ 県への被害報告

被害がない場合には、「災害オペレーション支援システム」により県へ「被害なし」の報告を行う。

### ➤ 体制引下げ判断

町内に被害がなく、さらなるミサイルの発射のおそれが解消し、事態がおおむね終息した場合など、状況に応じて体制の引下げを判断する。

### ➤ 町民への広報

町内に被害がなく、体制が引き下げられた後に防災行政無線、エリアメール、SNS、ホームページ、会見等を活用し、正確かつ迅速に町民への広報を行う。

## (12) 所管施設の緊急点検

以下のとおりとする。

所管施設の緊急点検

財務班 (自治財政課)	庁舎
農政班 (産業振興課) (農業委員会)	吉見排水機場・横見排水機場・南吉見排水機場・東第二排水機場
保健医療班 (町民健康課)	保健センター
福祉班 (長寿福祉課)	荒川荘・悠友館・福祉会館
保育班 (子育て支援課)	よしみけやき保育所・こども家庭支援センター・吉見町学童保育所(いちごクラブ・のびっ子クラブ)
上水道班 (水生活課)	今泉管理センター・黒岩配水場・久米田配水場・蚊斗谷配水場・八反田配水場・今泉増圧ポンプ
下水道班 (水生活課)	農業集落排水処理場(田甲・ポンポン山下・上砂・めだかの郷・北部中央・荒子・東第二)
教育総務班 (教育総務課)	東第一小学校・東第二小学校・南小学校・西小学校・西が丘小学校・北小学校・吉見中学校・吉見町学校給食センター
生涯学習班 (生涯学習課)	吉見町民会館・町民体育館・東公民館・東野ふれあいセンター・南公民館・西公民館・西部ふれあいセンター・北公民館

## 4 ミサイル落下に伴う被害確認後の対応

### (1) 県への被害報告

被害を把握できた範囲で速やかに総務課危機管理係から県へ報告をする。県への報告については、「災害オペレーション支援システム」を主として使用する。

また、町で把握していない情報を県が把握している場合があるため、県からの情報収集を適宜行う。

※資料編 資料4【県への報告連絡先】

### (2) 現地関係機関からの情報収集と応援要請の必要性判断

被害の発生現場で活動する消防・警察等の現地関係機関からの被害状況、警戒区域の設定の有無、救助・救急の状況等の情報を収集する。

また、これらの情報に基づき、消防、医療、自衛隊等、県への応援要請等について、本部長がその必要性を判断する。

※資料編 資料5【吉見町へのミサイル着弾時の影響が及ぶ範囲】

### (3) 職員現地派遣、現地調整所設置判断

現地関係機関からの情報収集を前提としつつも、被害状況の情報収集や現地調整所の設置を見据えて、吉見町として必要な情報を現地に取りに職員を派遣することも検討し判断する。派遣する職員については、職員個人の有する技術・知識・経験等に着目し選抜する。

必要となる資機材は、以下のとおりとする。

#### ■必要となる資機材等の例

- 情報・通信機器（無線機、パソコン、ドローン等）
- 装備品（防護服、マスク、ヘルメット、安全靴、救急用品、資材運搬用車両等）
- 事務用品・備品（地図、筆記用具、発電機、テント等）

### (4) 町民への広報

町民に対して防災行政無線、エリアメール、SNS、ホームページ、会見等を活用し、正確かつ時機を捉えた広報を行うことで、情報の錯綜等による混乱を防ぐとともに、町民に安心を与え適切な行動を促し被害の極小化につなげることができる。

また、災害対策本部において重要な方針を決定した場合など情報の重要性に応じて町長自らが、前面に出て会見を行う。

#### 【参考】弾道ミサイル落下後の情報提供の具体例

落下地域周辺に人家がある場合には、防災行政無線等により速やかに住民に情報提供するとともに、落下物に近づかないよう呼びかけるなどの措置を講じる。

出典：北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う落下物への対応要領について

平成29年8月16日 消防庁国民保護・防災部 参事官国民保護運用室長事務連絡

### (5) 退避の指示の必要性判断

弾道ミサイルのような予測不可能な武力攻撃災害が発生した場合、県知事の避難の指示を待っている間は避難が間に合わないこともあり得ることから、地域の実情に精通し、町民に最も身近な存在として、目の前の危機から町民の生命、身体及び財産を保護する主たる役割を担っている町長が、町民一時退避（屋内への退避を含む。）の判断を行う。

**【参考】退避指示の一例**

■退避の指示(域外退避)

「●●町▲丁目」地区の住民については、●●地区の△△(一時)避難場所へ退避すること。

■退避の指示(屋内退避)

「○○町×丁目、△△町□丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の地下街や堅ろうな建物など屋内に一時退避すること。

※弾道ミサイル攻撃においては、住民は屋内に避難することが基本。

※市区町村長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。

出典:市区町村国民保護モデル計画(平成18年 消防庁)

**【参考】事態認定前の措置**

事態認定が行われていない場合においても、現場の消防吏員や警察官等は、消防法(昭和23年法律第186号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)等の関係法令等に基づき、所要の措置を実施する。

## (6) 町対策本部会議に向けた準備

町対策本部会議では、把握した被害状況の全容を幹部職員同士で共有し、町長自ら対処方針を示し、各部署における役割を明確化する必要がある。そのためには、町対策本部会議の開催時刻や被害情報の取りまとめ時刻を示し、町対策本部会議を運営する必要がある。

また、町対策本部会議では、国や県に対する要請事項の取りまとめを図り、電話やオンライン会議などにより町長自ら県知事へ直接要請を行うことも必要がある。

なお、会議名称は、その時の状況にもよるが、事態認定前であれば「緊急事態連絡室会議」となることが想定される。

## 第4章 平素からの備え

### 1 迅速かつ確実な情報伝達

弾道ミサイルは発射から着弾までの時間は極めて短く、発射された情報が迅速かつ確実に伝達されなければ、町民がそれぞれの状況に応じた必要な避難行動を取ることはできない。そのため、迅速かつ確実に情報を伝達するために、プッシュ型の情報伝達手段を多重化することが重要である。

弾道ミサイル攻撃の特徴として、例えば、以下のような点が挙げられる。

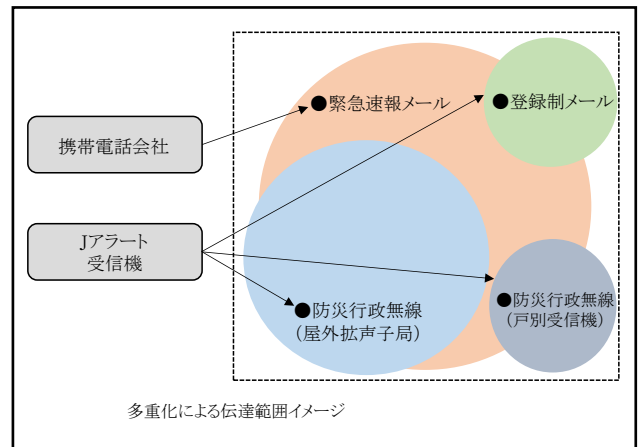
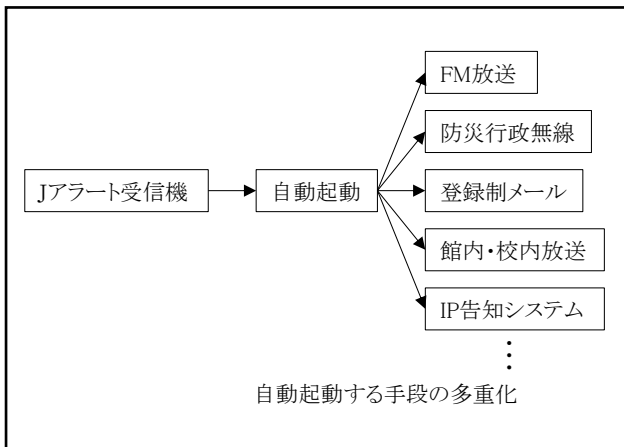
▶「見えない」「聞こえない」「感じられない」

地震や大雨等の自然災害と異なり、弾道ミサイルが発射されたことによる音や揺れを体感することができない。

▶予測が困難、時間的余裕がない

台風の進路予測等と異なり、弾道ミサイルはいつ発射されるか予測がつかず、落下予測も困難である。また、発射情報を受信してから安全を確保するまでの時間は短く限られている。これらの特徴を踏まえると、Jアラートと連携した防災行政無線や緊急速報メールのようなプッシュ型の情報伝達手段が重要である。

また、Jアラートと連携するミサイル発射に関する情報(国民保護情報)は、国から携帯電話会社を経由して緊急速報メールとして町民に伝達されるが、万が一の通信障害の発生に備えるため、耐災害性の優位性を考慮し、防災行政無線(同報系)を中心に、複数の情報伝達手段を組み合わせることで、より迅速かつ確実に情報を伝達できるよう、多重化を進める必要がある。



なお、ミサイルの落下等により被害が生じた場合は、防災における対応と同様にその時間経過に応じて有効な情報伝達手段も変わることから、プッシュ型の情報伝達手段に加えて、プル型の情報伝達手段も含めた情報伝達手段の多様化に留意する必要がある。

### 2 的確かつ迅速な避難のための普及活動

吉見町が情報を伝達する目的の一つは、町民一人一人が個別の状況に応じて最善の避難先を的確に選択し、迅速に避難行動に移すことで、自らの安全を自ら確保してもらうためである。

### (1) 普及啓発の必要性

弾道ミサイル落下による被害を最小化するための前提条件は、第1で述べた情報伝達手段の多重化等により、迅速かつ確実に町民に伝える体制が確保されていることである。

弾道ミサイル攻撃の特徴(爆風や破片等による被害、避難に時間的余裕がない等)を踏まえると、弾道ミサイル発射の情報伝達を受けた町民自らが、状況に応じた最善の避難先を的確に選択し、率先して迅速に避難行動に移すことができるように、平素から普及啓発に取り組む必要がある。

### (2) 普及啓発の内容

普及啓発は、その内容を「意識の醸成」と「とるべき避難行動」の2点を実施する。

### (3) 意識の醸成

・「直ちに」避難する必要があること。

過去に弾道ミサイルの発射に伴いJアラートが伝達された事案では、Jアラートの緊急情報(弾道ミサイル発射情報・避難の呼びかけ)の伝達から通過情報の伝達までの間は数分間であったことから、発射情報の伝達から極めて短時間で避難する必要がある。

・主体的かつ率先して行動する必要があること。

「ミサイルが発射された後の時点では、行政として町民に対してできることは限りがあること」を正しく伝え、町民に「自らの命は自らで守る」といった主体的な意識の醸成を図る。

### (4) とるべき避難行動

弾道ミサイル着弾時には、爆風や建物等が破壊されたことに伴う破片などが発生する。

こうした爆風や破片などによる身体への被害を避けるためには、まず状況に応じた最善の避難先を的確に選択することが重要であり、選択後は、迅速に避難行動に移す必要がある。

具体的には、できるだけ、コンクリート造り等の堅ろうな施設や建物内の地階、地下街の地下施設に避難する。

また、近くに建物がない場合や、屋内にいる状況においては、以下の対応が基本となる。

屋外にいる場合	近くの建物の中や地下に避難する。
建物が無い場合	物陰に身を任すか、地面に伏せて頭部を守る。
屋内にいる場合	窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

## 3 普及啓発の方法

吉見町は、町民に対し、広報紙、SNSや訓練等を通して、弾道ミサイル発射時の的確かつ迅速な避難について、継続的に普及啓発を行う。

## 4 配慮が必要な町民の安全対策

一般的な情報伝達手段では認知が困難な町民への伝え方や、自ら避難行動をとることが困難な町民の避難方法や身の守り方については、総務課危機管理室が主導しこれらの町民に関係する担当部署と横断的に連携し、安全対策を推進する必要がある。

## 5 情報伝達や避難に配慮が必要な町民の安全対策

### (1) 基本的なアプローチ

情報伝達や避難に配慮を必要とする町民の状況は様々であるため、個別具体的なアプローチが必要となるが、「情報伝達」と「安全確保」の2つの視点で大きく捉えることができる。

#### ・情報伝達

通常の情報伝達手段ではその情報を受け取ることが困難な町民については、まずは、一人一人の状況を介護・福祉・医療関係団体等と連携・確認し、どのような情報伝達手段を構築し、どう支援すれば迅速かつ確実に伝える必要がある。

#### ・安全確保

確実に情報を受け取ったとしても、自ら身の安全確保をとりづらい、又はとることができない町民については、一人一人の状況に応じた安全確保方策について考える必要がある。

### (2) 情報要配慮者への情報伝達

#### ・自動起動する手段の多重化・多様化

情報要配慮者への情報伝達については、一人一人の状況に合わせて、その人に適した方法でなければ情報を発信しても受け取ってもらえないため、Jアラートにより自動起動される情報伝達手段として最低1種類は整備し、確保することが望ましい。

弾道ミサイルの発射から着弾までは時間的な余裕が少ないため、その人に適した手段で、かつ、Jアラートによって自動起動する情報伝達機器を事前にどれだけ整備、設置できるかが焦点となる。

#### ・保守点検・機能維持の必要性と実効性確保

日常的に使用されない機器の場合は、定期的に機能点検を行うなど機能の維持、保守点検に努めるとともに、誰もが操作できるよう、操作手順などを書いた簡単なマニュアルを用意しておくようにする。

### (3) 避難要配慮者の安全確保

#### ① 緊急時の避難行動の支援

限られた時間の中でどのように安全を確保すべきかについても一人一人の状況に応じて検討する必要があるが、まずは、「今よりも安全なところに緊急避難する」ことを主眼として避難行動を支援することが基本となる。

## ②緊急時の身体防護の支援

Jアラートによる発射情報を受け取ってから時間的な余裕がないため、安全なところへ移動することが現実的でない場合もある。その場合には、移動を伴わずに安全を確保することで緊急的な身体防護を図る方法を考える。

(通常弾頭の場合)

- ・身を伏せたりカバン等で頭部を守り、姿勢を低くして爆発時点から離れる。
- ・爆発に遭遇した瞬間は、肺の損傷を防ぐために「少し口を開け」、首と鼓膜の損傷を避けるために「首の後ろを手の平で覆い、耳をふさぎ」、目を守るために「目を閉じる」。

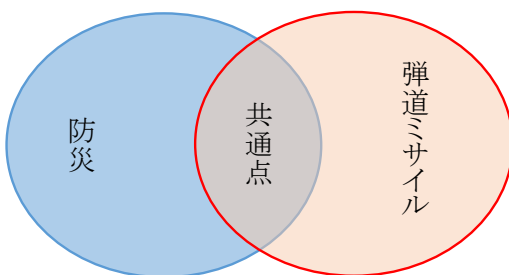
## 6 安全対策の実効性の確保に向けた取組

情報伝達や避難に配慮が必要な町民の範囲は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、難病患者、傷病者等、多岐にわたるが、これらの町民と平素から顔の見える関係を築いている介護・福祉等の関係する担当部署と危機管理担当部署が、横断的に連携して支援体制の実効性を確保するためには、危機管理係が主体となり、介護・福祉等の関係する担当課と、連携や体制を強化していくことが望まれる。

## 第5章 訓練

弾道ミサイルが発射された際の吉見町の対処能力の維持・向上のためには、吉見町が訓練を自律的かつ効率的に継続して実施し、作成した初動対処マニュアルや国民保護計画の実効性を確保する必要がある。

防災と弾道ミサイル対応に係る平素からの備えの相互補完(共通点)イメージ



### 1 訓練の必要性

吉見町の初動対処マニュアルの見直しを行った後は、訓練を通じてその内容の実効性を確認し、必要な改善を継続的に行うことが必要である。

弾道ミサイルの発射事案では、訓練でしか問題点等を明らかにできないとも言える。

訓練の実施に際しては、危機管理体制の継続的改善や初動対処マニュアルの改善を図るため、PDCAサイクルを準用する。

## 2 弾道ミサイルを想定した吉見町の訓練

### (1) 弾道ミサイルを想定した吉見町の初動対処図上訓練

#### ①概要

本訓練は、弾道ミサイル発射時の吉見町の初動対処に特化した訓練である。

ミサイル発射情報の受信から約30分間に焦点を絞り、吉見町としての初動対処能力の維持・向上や、平素からの備えの重要性に気づきを得ることを主眼とした訓練である。

#### ②訓練対象者

- ・吉見町役場総務課危機管理室
- ・吉見町災害対策本部要員に事前指定されている職員(訓練規模による)

#### ③想定例(選択肢)

- ・吉見町に弾道ミサイルが落下
- ・弾道ミサイルの上空通過

#### ④内容

- ・弾道ミサイルが飛来する可能性があるかと判断した場合に実施する初動対処の手順を確認する。
- ・防災行政無線等の作動状況の確認や被害情報の収集、及び収集した情報を基に町長へ状況報告を行う。

#### ⑤留意点

- ・本訓練に際しては、Jアラート等の全国一斉情報伝達試験の機会を捉えて実施することで、定期的な実施につながり、練度維持につなげやすい。
- ・定期的に訓練を継続することで、吉見町の初動対処能力が向上するとともに、これらの成果は、防災における吉見町対策本部運営の能力向上にもつながる。
- ・本訓練は、弾道ミサイルが発射された際の初動対処手順を確認することに焦点を合わせているが、突発的に発生するような、いわゆる「想定外」の災害対応の訓練にも応用可能である。

### (2) その他の訓練

弾道ミサイルを想定した対処を広く全般的に捉えて必要な訓練を想定した場合、(1)の「弾道ミサイルを想定した吉見町の初動対処図上訓練」のほか、次の訓練がある。

#### ①町民避難訓練

##### ㊦概要

本訓練は、弾道ミサイル発射時に必要となる避難行動について、町民に啓発することを目的とした実動訓練である。

##### ㊧訓練対象者

町民

##### ㊨想定例

- ・弾道ミサイルの上空通過
- ・吉見町に弾道ミサイルが落下

##### ㊩内容

弾道ミサイルが発射されたと想定し、身の安全確保の対応や避難方法・避難先の確認等を理解する  
訓練

㊦留意点

町民へ啓発する際は、洪水等の自然災害における避難行動と異なる点や留意点等を解説し、理解の促進を図る。

②現地関係機関初動対処訓練(実動訓練)

㊦概要

本訓練は、弾道ミサイルの落下現場で対応する関係機関の初動対処要領の確認や機関相互の連携強化、さらには町民への普及啓発を目的とした訓練である。

①訓練対象者

比企広域消防本部東松山消防署吉見分署、東松山警察署等の現地関係機関

㊦想定例

吉見町に弾道ミサイルが落下

㊦留意点

訓練目的でもある現地関係機関の相互の連携強化は、訓練準備段階の事前調整等によっても促進される。連携を維持・強化するために定期的な実施が望ましい。

③総合訓練(弾道ミサイルを想定した国民保護共同訓練)

㊦概要

本訓練は、「弾道ミサイルを想定した吉見町の初動対処図上訓練」及び上記①、②の訓練を接続した総合的な訓練として、これまでの各訓練を通じて整備した組織体制や職員の対処能力の実効性の確認、各関係機関の連携等の確認、町民の啓発を目的とした訓練である。埼玉県主導のもと国民保護共同訓練として実効性を高めることが一つの到達目標である。

①訓練対象者

埼玉県、吉見町、現地関係機関、町民

㊦想定例

埼玉県に弾道ミサイルが落下

㊦内容例

町民は頑丈な建物を使用し、屋外から屋内へ避難し、身を守る姿勢を行う訓練

現地関係機関は、避難誘導等の訓練

町職員は、情報収集及び避難所開設等の訓練

㊦留意点

訓練実施に際しては、埼玉県や吉見町等に一定の練度が求められることから、体制や職員の練度を訓練に必要な水準まで引き上げられるために、中長期的な視野に立ち訓練を企画することが望ましい。

## 資料編

資料1

■町内・館内放送の放送内容

町内放送の放送内容

担当:総務課危機管理係

※不在の場合は無線従事者の職員

ミサイル発射情報

こちらは、ぼうさいよしみです。  
ミサイルが発射されました。  
窓やドアから離れてください。  
カーテンや窓・扉は閉めてください。  
空調を停止させてください。  
姿勢を低くし頭を守ってください。  
繰り返します。

ミサイル落下情報

こちらは、ぼうさいよしみです。  
ミサイルが落ちました。ミサイルが落ちました。  
ミサイルが〇〇県〇〇市へ落ちました。  
次にお知らせをするまで外へ出ないでください。  
建物の中にいてください。

ミサイル通過情報

こちらは、ぼうさいよしみです。  
ミサイルが通りすぎました。ミサイルが通りすぎました。  
ここは安全です。  
外で怪しいものを見かけた場合、  
近づかずに警察や消防にお知らせください。

※録音ができるため録音データを放送する。

## 館内放送の放送内容

担当:総務課秘書人事係(庁舎)  
各施設管理者(その他施設)

### ミサイル発射情報

こちらは危機管理室です。  
ミサイルが発射されました。  
窓やドアから離れてください。  
ブラインドや窓・扉は閉めてください。  
空調を停止し、エレベーターは使わないでください。  
姿勢を低くし頭を守ってください。  
繰り返します。

### ミサイル落下情報

こちらは危機管理室です。  
ミサイルが落ちました。ミサイルが落ちました。  
ミサイルが〇〇県〇〇市へ落ちました。  
次にお知らせをするまで外へ出ないでください。  
建物の中にいてください。  
けがをした人は近くの人に言ってください。

### ミサイル通過情報

こちらは危機管理室です。  
ミサイルが通りすぎました。ミサイルが通りすぎました。  
ここは安全です。  
外で怪しいものを見かけた場合、  
近づかずに警察や消防にお知らせください。

※録音はできないため、その時に放送する。  
放送内容はマイク付近に常時設置しておく。

※館内放送設備がない施設においては、拡声器等を使用する。

注)間を開け、ゆっくりと聞き取りやすいスピードで放送する。  
高齢者、子ども、外国人にも分かりやすく話すことを意識する。

資料2

■ 関係機器・マニュアル保管場所

エムネットパソコン左側にエムネット及びJアラートのマニュアルを設置

関係機器 一覧 場所

Jアラート

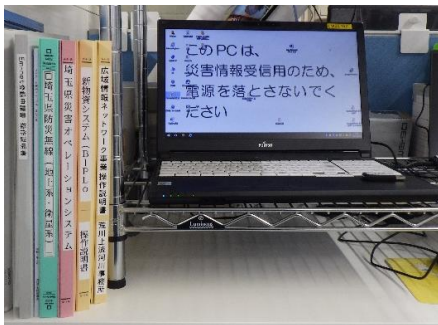


総務課 危機管理係 窓際



防災無線室 入口右側

エムネットパソコン・マニュアル



総務課 危機管理係 通路側

埼玉県防災行政無線設備



総務課 窓際



(地上系・衛星系は棚上部に記載してある)

■関係機関との通信手段・連絡先

通信網の多重化・多様化を進めるため、防災行政無線に加えて携帯電話等の通信手段の活用を図る。

○主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話	災害対策本部・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
	インターネット回線	
無線	地域衛星通信ネットワーク	災害対策本部～全国自治体・防災関係機関等
	県防災行政無線	災害対策本部～県・近隣市町村・防災関係機関等
	町防災行政無線(固定系)	災害対策本部→町内各所
	町防災行政無線(移動系)	災害対策本部～防災拠点

○関係機関連絡先

(1) 吉見町役場 総務課危機管理係

**0493-54-1511(代表)**

**0493-54-1505(直通)**

[y-9002@town.yoshimi.saitama.jp](mailto:y-9002@town.yoshimi.saitama.jp) (メールアドレス)

(2) 東松山警察署

**0493-25-0110**

**0493-54-1524(吉見東駐在所)**

**0493-54-2396(吉見交番)**

- ① 町の災害対策機能の連絡(警備課)
- ② 被災状況の照会(警備課)
- ③ 町災害対策本部への連絡要員派遣依頼(警備課)

(3) 比企広域消防本部

**0493-23-2266**

**0493-54-1558(吉見分署)**

- ① 町の災害対策機能の連絡
- ② 町内の被害状況調査依頼
- ③ 町災害対策本部への連絡要員派遣依頼
- ④ 被災状況の照会

(4) 吉見消防団長

- ① 町の災害対策機能の連絡
- ② 町災害対策本部に消防団正副団長を招集

(5) 川越比企地域振興センター東松山事務所

0493-24-1110

0493-23-8510(FAX)

(6) ライフライン関係機関からの情報収集

- ① 町の災害対策機能の連絡
- ② 町内の被災状況調査依頼
- ③ 被災状況の照会 NTT・東京電力・武州ガス・水生活課 等

資料3

■勤務時間外の参集連絡基準

区分	内容
勤務場所への参集	➤ 警戒態勢(1号配備)の場合、室長から連絡を受けた関係課長は、直ちに決められた職員に参集の連絡を指示する。
	➤ 緊急体制(2号配備)・非常体制(3号配備)においては、本部長から本部設置の発令を受けた各本部員は、直ちに動員基準に基づき各班長に参集を指示する。
参集の報告	➤ 所属課局長は、職員の参集状況を「職員班」に報告する。
参集が困難な場合	➤ 交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、所属課局長への連絡に努める。

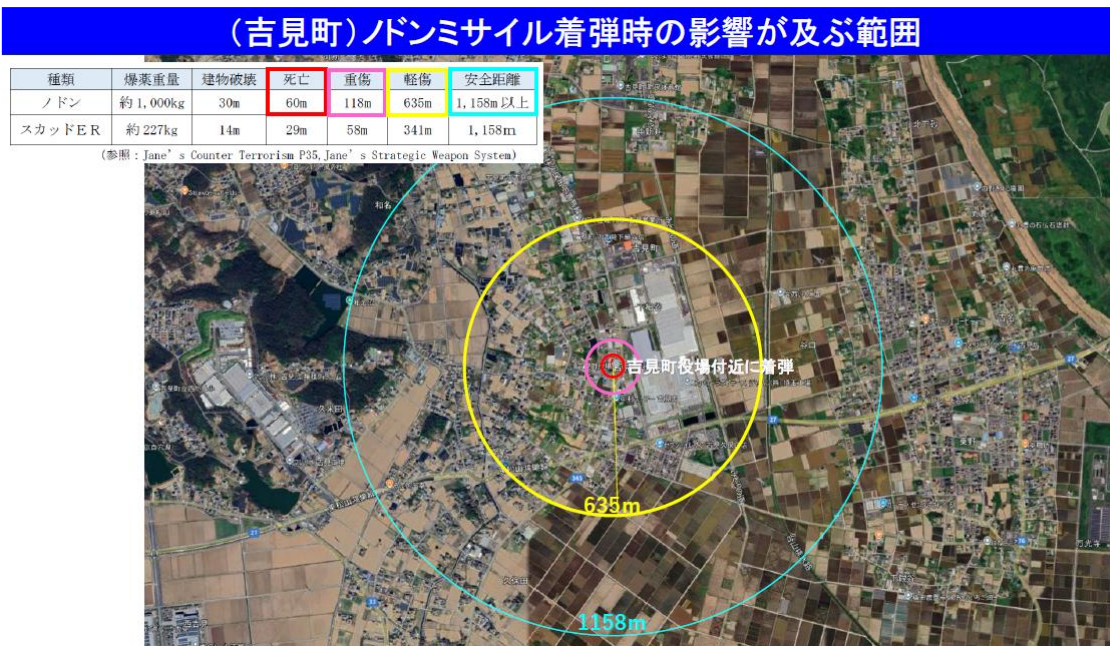
資料4

■ 県への報告連絡先

被害速報		確定報告
勤務時間内	県危機管理課	県危機管理課 TEL 048-830-8131 FAX 048-830-8129
	TEL 048-830-8131	
	FAX 048-830-8129	
	防災行政無線	
	TEL 85 (89) -200-951	
勤務時間外	FAX 85 (89) -200-950	防災行政無線 TEL 85(89)-200-951 FAX 85(89)-200-950
	県危機管理防災部当直	
	TEL 048-830-8111	
	FAX 048-830-8119	
	防災行政無線	
	TEL 85 (89) -200-951	
FAX 85 (89) -200-950		

資料5

■ 吉見町へのミサイル着弾時の影響が及ぶ範囲



図：埼玉県危機管理課作成

出典：Google Earth Pro 画像提供：© Google, © Maxar Technologies

【様式】 被害状況確認書

被 害 状 況 確 認 書

所 属 \_\_\_\_\_ 部 \_\_\_\_\_ 班 \_\_\_\_\_

報告者 \_\_\_\_\_

日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
被害場所	
被害状況	
処理（対応）方法がある場合は記入	
その他必要事項	

受信確認者 情報収集班（ \_\_\_\_\_ ）